

目 次

第1部 北茨城の環境

第1章 北茨城市的概況	1
(1) 地勢	1
(2) 人口	2
(3) 地目別土地面積	2
(4) 工業の推移	3
(5) 商業の推移	3
(6) 農業の推移	3
(7) 漁業の推移	3
第2章 環境行政の概要	5
(1) 組織	5
(2) 事務分掌	5
(3) 北茨城市環境審議会	6
(4) 北茨城市廃棄物減量等推進審議会	6
第3章 環境対策の現状	7
(1) 工場新設・増設の事前協議状況	7
(2) 公害防止・環境保全協定締結状況	7
(3) 苦情の概況	9
第4章 大気汚染	13
(1) 大気汚染の状況	13
(2) 大気環境調査	14
(3) 国道6号線沿自動車排ガス環境調査	15
(4) 降下ばいじん量測定	15
(5) 雨水調査	16
(6) 光化学スモッグ対策	17
(7) 大気汚染防止法及び県条例に関する届出の状況	18
◇ 環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準	20
第5章 水質汚濁	21
(1) 河川の水質調査	21
(2) 地下水の汚染状況調査	29
(3) 海域水質調査	30
(4) 工業団地排水路の水質調査	33
(5) ゴルフ場周辺河川農薬調査	34
(6) 水質汚濁防止法及び県条例に関する届出状況	35
◇ 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準	36
◇ 水質汚濁防止法で規制されている一律排水基準	39
◇ 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例に基づく排水基準	40
◇ 茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準	41

第 6 章 騒音・振動	43
(1) 国道 6 号線の騒音測定	43
(2) 騒音規制法に関する届出状況	44
(3) 振動規制法及び県条例に関する届出状況	45
◇ 騒音規制法及び振動規制法による特定工場等に係る規制基準	46
◇ 茨城県生活環境の保全等に関する条例による振動の規制基準	46
◇ 茨城県生活環境の保全等に関する条例による深夜騒音の規制基準	47
◇ 茨城県生活環境の保全等に関する条例による拡声機の使用制限	47
◇ 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準	48
第 7 章 悪臭	49
(1) 悪臭調査	49
◇ 悪臭防止法に基づく指定地域等	49
第 8 章 地盤沈下	50
第 9 章 土壤汚染	51
(1) 最終処分場周辺の土壤調査	51
(2) 最終処分場周辺の河川底質調査	52
(3) 河川の底質調査	53
(4) 海域の底質調査	54
◇ 環境基本法に基づく土壤汚染に係る環境基準	55
◇ 土壤汚染対策法に定める基準	56
第 10 章 ダイオキシン類対策	57
(1) ダイオキシン類の環境調査	57
(2) 特定施設の設置状況	58
◇ ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設及び排出基準	59
◇ ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準	60
第 11 章 地球温暖化対策	61
(1) 市の施設における地球温暖化対策	61
◇ 温室効果ガスの種類と性質等	63

第 2 部 清掃事業概要

第 1 章 清掃事業	65
(1) 一般廃棄物の処理基本計画の概要	65
(2) 清掃事業年表	66
(3) 清掃事業に係る経費等	67
第 2 章 ごみ処理事業	68
(1) ごみ処理事業	68
(2) 犬猫等死体処理状況	69
(3) ごみ収集の状況	69

(4) 資源化の状況	76
(5) 粗大ごみの収集状況	76
(6) 生ごみ処理機器の普及促進	77
(7) 家電リサイクル法4品目	78
(8) ごみ処理施設の状況	78
第3章 し尿処理事業	79
(1) し尿処理事業	79
(2) 淨化槽設置費補助事業	80

参考資料

○ 北茨城市公害防止条例	83
○ 北茨城市公害防止条例施行規則	86
○ 北茨城市環境審議会規則	88
○ 北茨城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	89
○ 北茨城市区域外の地方公共団体から発生する一般廃棄物の処理に関する要項	94
○ 北茨城市公害防止施設資金利子補給金交付要項	96
○ 北茨城市環境保全基金条例	98
○ 用語の解説	99